

茨木市立西陵中学校 部活動に係る活動方針

本校の部活動は、平成31年1月に策定された「茨木市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、望ましい部活動のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力のある部活動となるための指針となるべくこの活動方針を定め、この活動方針のもとに運営されるものとする。

1. 部活動の目的

部活動は、中学校の3年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。したがって、大会やコンクールの結果のみを目標とするのではなく、日々の練習における目標に向けた取り組みにより、一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができることを目的とする。

2. 部活動の運営

- ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- ・部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 活動時間及び休養日の設定

（生徒の健全な成長の確保）

- ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜及び日曜日等は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を振り替え、年間で104日以上設定する。）
- ・大会等（公式試合、練習試合、コンクールなど）への参加は年間80日程度を上限とする。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、夏季休業・冬季休業中は生徒が十分な休養をとることができ、家族や地域で過ごす機会が持てるように1週間程度の休養期間を設ける。
- ・1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし、試合やコンクール等の場合は、生徒や教員の過度の負担にならないよう十分に配慮した上で、それ以上の活動時間を認めることとする。

（教員の多忙化解消・負担軽減）

- ・全教員が休日（土曜・日曜・祝祭日）に部活動を指導しない休養日を年間52日以上とる。

4. 部活動の指導

- ・体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たる。
- ・適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. 本年度の部活動について

○本年度設置する部活動

	部活名
運動部	野球部、サッカー部、陸上部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、剣道部、男子バレーボール部、女子ソフトテニス部、水泳部
文化部	吹奏楽部、合唱部、科学部、美術部、囲碁将棋部

○部活動の規則

①活動終了時刻・完全下校時刻

時期	活動終了時刻	完全下校時刻
春分の日～秋分の日	17:50	18:00
9月の残りの日～10月	17:20	17:30
11月～1月	17:05	17:15
2月～3月の残りの日	17:20	17:30

②休日及び長期休業中の活動も、上記の表に準じる。

③午前中授業の場合の活動も、上記の表に準じる。

④平日の朝練は午前7時30分～8時15分までとする。

⑤公式戦前1週間は、顧問の判断で活動時間を延長することができる。

公式戦とは、中体連の主催又は国（文部科学省、スポーツ庁、文化庁など）、府（教育庁）、市（教育委員会）が主催（又は共催）する大会のことである。練習試合や研修大会、合同練習会などは、公式戦には含まれない。

⑥テスト期間前・期間中の活動は、原則実施しないが、必要に応じて実施する場合は、事前に保護者連絡し、保護者の参加承諾を得た部員だけで活動する。

テスト前期間とは、テスト開始日の1週間前である。

⑦休日の活動の場合も、学校指定の服装（制服、体操服）または部活動で統一された服装で登下校すること。再登校して部活動に参加する場合も同様とする。

⑧活動時は、学校指定の服装（制服、体操服）又は、部活動指定の服装とする。

⑨活動・更衣場所は、校内で調整し顧問が連絡する。

⑩入部は任意とする。毎年春に入部届を提出すること。（1年契約）

退部については、顧問・担任・保護者で協議して判断するが、出来るだけ1年間同じ部活動で活動することを奨励する。転部や休部についても同様とする。

6. その他

- ・この活動方針は毎年見直しを行う。
- ・水曜日は、全校一斉退校日であるが、平日に休養日を取ることで部活動の活動場所の割り当てに不公平が生じないように、他の平日と同様の活動とする。
- ・部費、保護者懇談会、社会体育団体との関連などについては、別途検討していく。
- ・活動時は顧問（顧問代理、外部指導者でも可）が校内で勤務していること。